**標題１：藤枝市が目指す「景観行政団体」とは？**

来年度から（実際は本年度から）本市は「景観行政団体」となり、それに伴って景観条例の策定など、景観法に定めてある様々な事項を藤枝市が独自に実施していく事が可能となります。

私がこの質問をする事になった直接のきっかけは市民の方からの声でした。国道1号線沿いにある大手パチンコ店の女性の看板は通学路にありながら問題のある内容ではないか、私も同感でしたので調べてみると看板の設置場所や大きさを規制することはできても内容を規制する事は出来ないことがわかりました。

一概に規制する事の良し悪しはあるにせよ、限度を超えていると思われるものにはやはり対処していく必要があると思います。

また、国際線が飛ぶ静岡空港が近くにあり訪日客（インバウンド）を呼び込むとしていながら、じゃあ藤枝らしい景観とは何か。

我々が海外旅行に行く機会に恵まれたとき、まずどこに行こうかなと考えますが、パリであれば凱旋門、北京であれば天安門広場、カイロであればスフィンクス等々、その都市「らしい」景観をまず誰しもぱっと思いつくと思います。ところがカナダのトロント、アルゼンチンのブエノスアイレス、マレーシアのクアラルンプール、等、同じ国の首都でありながらとっさにその都市「らしい」景観がぱっと思いつかない都市もある、そういう都市は景観が思いつかないといった理由で海外旅行の選択肢から大きく外れてしまうことになります。そういう意味でも藤枝らしい景観を世界にアピールできる規模に作り上げていく事は大事であります。

「景観行政団体」となっていないのは、現在県内での23市中わずかですので本年度の行政団体化は、“遅きに失した“感がありますが、行政団体になることにより新たに作成する「景観計画」をどのようにすすめていくのか。

　2年前に常任委員会で視察した太宰府市など、先進市の実例に学びつつ本市のこれからの取組について議論したい。

景観行政団体になることによってやれることの一つに「景観協定」を結ぶことがあります。全ての土地所有者の合意のもと、住民が自主的に行政と協定を結び景観の街づくりを進めるのが「景観協定」です。具体的には、建築物や緑の他清掃活動の回数などソフト面も含め景観に関する様々な事柄を定めることが、これらが景観協定の下で可能になります。前述のパチンコ屋の看板もこれで対処できます。地区の美観を高めるのに有益な方法であるが、かといって住民合意が必要ですからすぐに進められるものではありません。これをスムーズに進めていくために、予め行政が地区を定め住民との合意を図っていくべきではないか。

（答）「景観計画における住民との合意形成を図る必要性」についてですが、本市には、瀬戸川などの清流や緑豊かな自然景観、大旅籠柏屋などの歴史・文化的な景観、市民に親しまれている蓮華寺池公園の景観など、藤枝らしい特徴ある美しい景観が数多くあります。地域にあるこれらの良好な景観を活かし、地域振興及び観光振興など活力あるまちづくりにつなげるため、本市は、昨年４月１日に景観行政団体に移行し、基本的な方針等を定める景観計画の策定に着手したところです。

景観法に基づく景観計画は、対象区域を設定し、良好な景観形成の方針を示すとともに、景観を損なう建築などの行為の制限に関する事項などを定めるものであり、景観行政を進めるに当たっての基本的な計画となります。

「景観協定」は、市民の自らの意志により全員の合意のもとに定める地域のルールです。地域の良好な景観を形成する理想的な手法であり、予め地区を定める必要はなく、いつでも、どの地区でも、地域住民の自主的な景観形成に対する意欲が高まったところで定めるものであります。

良好な景観の形成は一朝一夕に出来るものではなく、地域住民の合意形成を図りながら１つ１つ進めていくことが大変重要であると考えております。

次に、２項目めの「景観整備機構の指定の為の整備」についてですが、景観整備機構は、民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人又はNPOを、その申請により、景観行政団体の長がこれを指定し、良好な景観形成を担う主体として位置付ける制度であり、県内では社団法人静岡県建築士会等が指定されております。

民間活力の活用により、景観行政団体と役割分担をしながら、ともに良好な景観形成の推進を図ることは望ましいことでありますので、今後、計画の策定作業を進める中で景観整備機構の活用方法や団体、組織の指定を検討していきたいと考えております。

次に、３項目めの「景観地区の指定」についてですが、都市計画として決定する「景観地区」は特に厳しい規制をかけ、良好な景観の保持や新たな景観の創出を目指す地区であり、全国的にも少なく、平成２６年３月の時点で３６地区であり、本県においても２地区のみであります。

現在策定中の本市の景観計画では、市域全体を景観地区として指定する予定はありませんが、今後、景観計画の策定作業をする中で、本市の景観の状況や市民の景観に対する意識等を十分把握し、景観地区や景観形成重点地区の設定等も含め、どのような手法により、各地区の景観形成を推進することが有効か、検討してまいりたいと考えます。

（問）：全体として非常に前向きな答弁をいただいたと感じる。景観市区の指定、これは県内2地区のみの実施であるが、それを含めて検討していく。

景観整備機構の指定も、これも少数であろうけれど、検討していく。

ただ1点目の地区住民との合意の上進めていく景観協定づくりへの取組は、大事な事であるというのみで、あらかじめ住民との合意をはかっていくべきではないかという問いに対する答えはなかった。

長野県木曽福島町過疎化が深刻。町内7地区で協定を結んでいる。その地区内では、住民が実際自分たちの街づくりのために景観を守るために様々な活動をするわけである。中山道宿場町、開田高原、こう言ったところで活動してそれが観光客の増加につながる。それが住民の「町を育てる」気運につながり行政が呼びかけた「町づくり会社」に対し3500万もの出資金が町民から寄せられたという、住民気運を高める効果も実際出ている。大いに進めるべき。

（答）大変重要な事であると考えている。景観計画の説明の中で、景観の重要性を周知してもらい、その中で意識が高まってきた地域には計画の策定を進めていく。

**標題2：「子育てするなら藤枝」の市の言葉は、未就学児の受け入れ施設の実態を備えているか。**

藤枝市は県内で数少ない人口増加自治体であることは喜ばしい限りであります。その内実を見ると一昨年一年間の人口増384名のうち、4分の1の95名が小学生になる前の未就学児でありました。これらの事実から、市長は本市を「選ばれるまち」であり、「子育てするなら藤枝」と言われる政策を作り上げていくとされております。私も同感です。

子育て政策を一層充実していく、内容は多岐にわたるわけでありますが、今回は保護者が働きやすくまた安心して子供を預けられる環境づくり、保育園制度を中心に議論をしていきたいと思います。

本年度から実施されている「子ども子育て支援新制度」については、制度実施が決まった2年前から本会議を通じ再三議論を重ね、昨年9月の条例制定においては国いうがままではなく、家庭的保育従事者は保育士資格を持つものに限る、認定こども園の上乗せ保育料は保育以外のサービスで格差を生じないようにしていくなど、国基準以上の前進が図られました。

1年半にわたるこの議論の積み重ねで私は終始保護者や保育士の立場にたって提言し議論をしてきました、それに対し行政も動くという事実を改めて私に学ばせてくれましたが、今後も子育て世代の方が他に「選ばれる街藤枝」をより一層高めていくというのであれば国基準以上、また近隣他市とは違った形での子育て政策を進めていくのが肝要です。今回は、待機児童解消政策、認可外保育園への考え方2点について、他自治体よりそのどの部分で藤枝市は保護者に選ばれている（または選ばれていこうとする）理由と考えるか。本議会では、この他市との違いについて確認したい。

（答）待機児童解消施策については、この計画において、藤枝型保育所待機児童ゼロ作戦と銘打って、平成３１年度までの５年間で７５０人余の保育の受け皿を確保し、待機児童の解消を図ってまいります。そのなかでも、本市の特徴として、たとえ近所に祖父母がいたとしても、すべての入園希望が叶えられるよう、また、今後の、小学校に上がる前の児童の人口増も織り込む中で、県内他市に比べかなり積極型の施設整備計画といたしております。こうして、市行政のみならず、本市の誇るべき伝統である幼稚園や保育所を運営する法人、あるいは、民間事業所も含め、オール藤枝体制で待機児童ゼロ作戦に取り組んでいこうとする姿勢こそが、保護者に「選ばれるまちふじえだ」の理由であると考えます。

次に、二点目の、認可外保育所の考え方についてですが認可外保育所は、本市にとって貴重な保育資源であることは言うまでもありません。本市の将来を担う子ども達の大切な命を預り、保護する施設として、認可外であろうとも、同じ保育施設に変わりはないと考えます。

来年度から始まる子ども・子育て支援新制度では、新たに１９人以下の子どもの保育を行う「小規模保育事業」が制度化されました。

本市には、現在、１７の認可外保育所があり、そのうちの１１園に県の指導基準を満たす旨の証明が交付されており、近隣市と比較してもその割合は高く、本市には優良な認可外保育所が多いことを示しています。

目下のところ、これら１７の認可外保育所に対し、小規模保育事業所への移行及び認可化を積極的に働きかけているところで、多くの事業所が移行するものと見込んでいます。

なお、この移行に際し、保育従事者は、全て保育士資格を有する保育所とするよう現在、各事業者に対し、要請しているところです。

このように本市の優良な認可外保育所は、認可外と言えども本市の宝ととらえ、県内随一（ずいいち）の実績を誇る家庭的保育、いわゆる保育ママとともに、本市には多種多様な保育施設があることが、「選ばれるまちふじえだ」のセールスポイントであると考えます。

（問）積極型の増設計画を行う、これまでなかった認可保育園の5か年増設計画を始めて新設した。インフルエンザ等の病児を預かる病児保育も初めて整備計画に組み入れた。小規模保育事業所の認可基準は保育士2分の1以上だが、これを全て保育士にするように要請していくとの答えもあった。保護者と保育士の立場で議論してきた、これまで議会での要請事項が具体化している。

ただ、現在更に国がまた全体をあの手この手で下げていこうとしているときに、それに対し市は他市と同じように右へならえとするのか、それとも「選ばれる街」として子育て政策は独自の考えで制度の充実を図っていくのか。まず、待機児童の在り方について。

待機児童の定義、4月の新制度実施に当たって国は通知を出し、これまでの待機児童の定義を大幅に緩和（改悪）して名ばかりの待機児童減らしをしようとしている。従来の待機児童の定義は、認可を希望していながら認可園には入れない児童数（150人）であるが、現在は認可を希望しておきながら願いがかなわず保育ママ等を利用していても待機児としないとしている。それをさらに含めない対象を広げて、この定義について。市は国の定義にしたがって待機児をカウントするのか、それとも従来の基準でカウントするのか。

（答）待機児童の定義については、厚生労働省が定めており、その定義に合致した人を待機児童としてカウントすることとなっており、平成２７年４月からの子ども・子育て支援新制度が始まることにより、待機児童の定義が変更されます。

　市は、これまでと同様に、国が示した定義に合致した人を待機児童とする考えです。つまり、家庭的保育、いわゆる保育ママや小規模保育所などの地域型保育施設も認可施設ですので、地域型保育施設を利用していれば、これは、国の定義に従って、待機児童としてはカウントしません。

（問）この通知の内容。具体的にこれまで含まれなかった幼稚園の預かり保育や新制度に入らない「幼稚園の一時預かり事業」ですら利用していれば待機児として含まないとしている。さらに親が求職中の扱い、これまでは求職していれば待機児童に含めるとしていたが、新しい定義は、調査日時点で求職活動を休止していれば待機児童に含めないと、こんなことまで持ち出して待機児童を「見せかけの数減らし」を行うとしている。これに対して市の態度は。

（答）新しい制度の中では新しい器で判断する。

（問）通知であって従う義務はない。従わなくても交付税が減らされることもない。「選ばれる街として子育てするなら藤枝」というのであれば、なぜ通知通りにしたがうのか。

新制度でも保護者の願いで残されたのが自治体に保育の実施義務を負わせる児童福祉法24条1項。認可保育園に入りたいという保護者の願いです。ですから入所できない場合、不服審査を行う権利を認めているのもこのためである。待機児童解消のために認可保育所への入所希望数を“正確に”把握することは、保育実施義務を果たすための第1ステップであるはず。

（答）新制度においても保育の質は下げない。国のやり方で問題はない。

（問）事業計画の最終年度は、保育からあふれた449名を幼稚園の預かり保育で充足しているとしている。これが子供にとって健全か。預かり保育は幼稚園の延長部分である。

保育園は朝親が送りに来て夕方迎えに来るまで、一つのクラスで一緒に遊び、ご飯を食べ、おやつを食べ、昼寝をし、子供たちが集団生活を送る中で生活のリズムを自然と学ぶ場である。これは小学校でも中学校でも同じ。

一方で預かり保育は、クラスの子は午後の2時頃には帰るわけで残った子供たちだけで異年齢の違うクラスの子供たちと夕方までクラス。集団生活を送る体制とは言えない。これが子供にとって健全なスタイルであるか。

（答弁）預かり保育とは、通常の幼児教育の時間の前や後に行われる教育活動のことで、現在では、市内のすべての幼稚園、認定こども園で行われており、現場では、保育士資格も持つ幼稚園教諭などが担当しています。

この預かり保育は、子どもたちに無理のないものとなるように、クラスごとの綿密な指導計画を立てた上で、一日の園生活に必要とする流れを作り、子どもたちの気持ちが幼児教育の時間から預かり保育の時間へとスムーズに移行できるように配慮しております。

子どもたちにとって、家庭と同様、居心地の良い場所であるとともに、毎日通い慣れた先生方に長く見てもらえるので、親にとっても安心であろうと思います。

したがいまして、３歳以上児の保育ニーズの受け皿の不足分について　は、保育所を新設するというよりも、幼稚園でも教育と保育を一体的に行う環境が整っておりますので、新たな３歳以上児の保育ニーズについては、本市の強みでもある私立の幼稚園に担っていただくことが、現実的で、よりよい方法と考えます。

（問）幼稚園でも教育と保育を一体的に行う環境が整っているから保育園の代替になりうるというのは実情を知らない。

現在、認可に漏れ認可外に入園する3歳未満児（待機児童の大半）。それらの子は3歳になると認可外をやめて幼稚園の預かり保育に移行する。理由は簡単で、保育料が安いから。認可外5万、預かりは3万強。0歳1歳から入園してようやく慣れてきたという時、友達ができたという時に「転校」を余儀なくされる。経済的に仕方ない。私は預かり保育を否定するものではないが、こうした使われ方をされているこの状況は子供にとってよい実情と言えるか。

（答）生活の場が変わることは、幼稚園に入園するすべての子どもにいえることでありますので、それを心得ている幼稚園教諭や保育士がしっかりと対応にあたりますので、子どもたちが健やかに、楽しい園生活を送ることができるものと考えています。

（問）それまで自宅で過ごしてきた子が3歳になって幼稚園に入園するというのは、教育の出発点として始められるものであり、認可外保育園から転校してくるのとは根本的に異なる。ある認可外保育園長の言葉「0歳から6歳の長いスパンで育ててあげたいのにそれができない」

捉え方としてきっちりと区分けをすべきだ。

認可外保育園対策での他市との違いについて。

移行に際し、保育従事者は全て保育士とするよう各事業所に要請している、家庭的保育従事者（保育ママ）は今後も保育士資格であるとするなど、他市との違いはある。答弁にあった県の適合証明を受けている施設が17園中11園ある。優良だと。県の適合証明、この基準はどういうものなのか。保育士の数、床面積、食事の提供などの認可保育園基準と比べてどういった基準となっているか。

（答）詳細は分からない

（問）適合証明があるから優良な施設だとしておいて内容がわからないじゃ話にならない。保育士基準は認可園は全て保育士、適合証明は3分の1以上いればいい。園児一人当たりの床面積も、認可園は0・1歳児3・3平米以上、2歳以上児1・95平米以上、適合証明は年齢に関係なく1・65平米以上。食事の提供も認可園は自園調理、適合証明は宅配等でもOKである。この基準を以て優良と言えるか。

（答）現在のところ、県の適合証明を持たない施設もありますが、それらの施設で県からの指摘事項は、「従事している職員の健康診断が未受診」であったり、「月１回の避難訓練が未実施であった」などの指摘であり、改善が可能なものについては、早めの改善を促していきたいと考えています。

　本市は、認可外保育所を小規模保育事業所へと引き上げていきたいと考えておりますが、当然、（ただ預かるだけのような）質が悪い施設を市が認可することはあり得ませんので、質を含めた運営状況の改善を求め、改善が確認できた段階で、小規模保育事業所として認可する考えであり、もし困っている園があれば、市が適切に助言するなか、本市の保育制度がより良いものになるようにしていきたいと考えます。これが、市長が答弁した「オール藤枝」で保育を保障していく姿勢です。